

市長の政治姿勢について

核兵器の廃絶について伺います。

広島と長崎への原爆投下から 61 年が経過しました。しかし、深刻な放射線被害や被爆者の苦しみは消えることはありません。

しかも世界には、人類を何万回殺してもなおあまりある 2 万 7 0 0 0 発もの核兵器が蓄積・配備されているのです。

アメリカは、「テロや拡散の阻止」を口実とした先制攻撃と核使用の計画を推進し、被爆国日本をその出撃拠点にするため、在日米軍の再編・強化を推し進めようとしています。

また、国内でも憲法 9 条の改悪がたくらまれ、日本をアメリカとともに「海外で戦争できる国」にしようという動きが強まっています。

さらに、アメリカはインドの核兵器開発を黙認して、原子力技術の協力体制を築きつつあります。

北朝鮮は、核兵器保有を宣言し、わが国をはじめ世界の平和と安全を脅かしています。

また、すでに保有しているパキスタンや事実上の保有国といわれているイスラエルやイランの核開発疑惑など、世界の核不拡散体制は崩壊の危機に直面しています。

昨 2 0 0 5 年 5 月核兵器の廃絶に合意して、その実行を任務としていた核不拡散条約（N P T）再検討会議が、最大の核保有国アメリカの横暴によって決裂し、世界は核兵器廃絶の重要な機会を逃しました。

しかし、世界は決してそれを認めたわけではありません。

N P T 再検討会議への核兵器廃絶を求めて行われた、デモ行進で、ニューヨーク・マンハッタンに響いたノーモア・ヒロシマ・長崎、ノーモア・被爆者の声は、アメリカの中からの核兵器廃絶運動をはぐくんでいます。

昨年、12 月 8 日、国連総会は核保有国に対して改めて核兵器廃絶の「明確な約束」の確認を求める新アジェンダ連合の決議を 1 5 3 対 5 の圧倒的大差で可決しました。

それは、N P T 再検討会議の成功を妨げた勢力が、どれほど少数の孤立した集団であるかを、あらためて世界に示したものでありました。

今こそ、核兵器の威力に頼ろうとする国々は、被爆者をはじめ、平和を願う人々の声に謙虚に耳を傾け、核軍縮と核不拡散に誠実に取り組むべきです。

そのためには、既存の核大国が横暴勝手をやめ、自らが先頭に立って核兵器の全面禁止に踏み切ることが求められています。

また、世界でただひとつの被爆国である日本、憲法 9 条を持つ日本政府が、アメリカの「核の傘」から離脱して、アジアと世界の平和に貢献する道を進むようイニシアティブを発揮し、全力をつくすことが求められます。

羽田市長は、アメリカの未臨海核実験の実施に対して、ブッシュアメリカ合衆国大統領と駐日アメリカ合衆国特命全権大使に対して「断じて許すことの出来ない行為であり、強く憤りを覚えるとして、福山市民を代表して強く抗議」されました。

今後も、非核宣言自治体としてのイニシアティブを発揮し、国連とすべての国の政府が核兵器全面禁止条約締結のための協議を速やかに開始し、決議するために、出来る限りの力を発揮することを求めます。

日本政府に対しては、国連総会での核兵器全面禁止条約締結採の態度を明らかにする事を強く求めてください。

次に1982年国連本部で開かれた第2回国連軍縮特別総会において広島・長崎両市長の呼びかけで結成された「平和市長会議」は、現在、加盟都市が世界120カ国1416都市に達しています。

「平和市長会議」は、核軍縮に向けた誠実な交渉義務を果たすよう求めるキャンペーン「2020ビジョン（核兵器廃絶のための緊急行動）」を展開し、世界で支持、賛同が広がっています。

福山市も、被爆県第2の都市として積極的に平和市長会議に参加し、より役割を果たされることを求めるものであります。

また、岩国基地へのNLP発着訓練基地の移転や強化に反対の表明を行い、瀬戸内海の静寂を戦闘機の爆音で乱すことがないように、瀬戸内海を非核の海とするために、力を尽くすことを求めるものです。

以上、それぞれについてのご所見をお示し下さい。

介護保険制度についてお伺いします

四月から改悪介護保険法が全面施行され、多くの高齢者の利用控えがすすみ、公的な介護サービスを奪われています。

介護度が下がり、「要介護から、要支援1に下がり、不安定な状態になった」という高齢者のケースや、「介護度がビックリするくらい下がり、本人も、家族も状況は全然変わらないのにサービスが受けられなくなり、困っている」という声上がるなど、深刻な事態が生まれています。

「要介護度が低い」と決め付けられた高齢者は、介護保険で利用してきた介護ベッド・車イスの取り上げ、ヘルパーやデイサービスの利用を断念しています。

今回の介護保険法の改定は、要支援1、2と、要介護1の人に対しての車椅子や電動ベッドなどの福祉用具の利用を制限する内容です。

利用しようとするれば、自費でレンタル、若しくは、購入しなければならず、出費が増えることにより、高齢者の不安は高まっています。

これまで利用してきた人からの「取り上げ」を中止するよう、国に求めてください。

東京都港区は、介護保険の改悪で十月以降、介護用ベッドが利用できなくなる要支援１と２、要介護１の高齢者に対し、「自立支援型ベッド」のレンタル費用の一部を、区が独自に助成する事を決めた、とのことでした。

同ベッドの利用者負担は月額５００円で、生活保護を受けている人、本人を含む世帯全員が区民税非課税の人は無料にする、とのことでした。

東京都豊島区、北区でも同様の措置を行っています。

市独自で福祉用具貸与の、独自助成制度の創設を求めます。

また、要支援１、２、要介護１の人の、車椅子と、電動ベッドの利用状況について、介護度別に、それぞれお示しください。

あわせて、市内で、介護度が軽度に判定され、車椅子と電動ベッド、が使えなくなる人数は何人か、お示しください。

次に介護サービスについてお伺いします。

ホームヘルプサービスなどの利用時間や回数が減らされる事態が起きています。

四月から、介護サービスを利用するときに事業者を支払われる介護報酬が改悪され、要支援1・2と判定された人の利用限度額も大幅に引き下げられたためです。

通所サービスを週三回使っていた人が、四月から二回に減らしたとか、利用を止めたケース、通院時院内介助が出来なくなり、利用者が不安を訴えるケース等、利用控えが進んでいます。

政府は、居宅サービスについて、国会答弁で「本当に必要な家事援助の方は、当然今後も受けていただく」と約束しています。

この答弁を実効あるものにするため、自治体として、生活援助の長時間加算の復活も含め、介護報酬を改善し、要支援1・2の人の、利用限度額を引き上げるよう、求めます。

給付「適正化」の名の下に、国が市町村に給付削減を競わせている事もサービス取り上げの大きな原因です。

本市においても、居宅介護支援事業所に対して、「介護報酬請求にかかる自主点検について」、との依頼文が送られ、事業所に対して報告を求めています。現場担当者らは「あまりに事細か過ぎる」とか「監査を行っていないながら、なぜ詳細な報告をしないといけないのか。業務が増えて大変だ」との声が溢れています。

適正化の名の下に、過剰な指導は止める事を求めます。

次に介護保険料についてお伺いします。

本市の介護保険料は、四月からの基準月額が、34.2%もの大幅な値上げを強行しました。

しかも、住民税の非課税限度額の廃止など「小泉増税」の影響で、本市においては、およそ1万人弱の高齢者が、非課税から課税に、保険料段階が上昇したと言われています。

介護保険料が高額になる最大の原因は、介護保険の創設時に国の負担割合を、2分の1から4分の1に引き下げた事にあります。

全国市長会や全国町村会などがくり返し要望しているように、国庫負担を即座に30%にするよう、あらためて、国に対し、強く要望してください。

「小泉増税」で保険料が値上げになる人の対策として、実効ある独自減免が重要です。

保険料の減免について、政府は、いわゆる「3原則」による締め付けを行っていますが、法的にも「3原則」に従う義務はありません。

千葉県浦安市や埼玉県美里町などでは、介護保険会計に一般財源を繰り入れ、保険料の値上げ幅を押さえた努力を行っていますが、本市においても、一般財源を繰り入れ、介護保険料を引き下げる事を求めます。

介護施設の利用料負担についてお伺いします。

昨年10月からの介護施設に食費・居住費の全額徴収で、利用者負担は大きく増え、厚生労働省の調査では、全国30都道府県で退所者は、1326人にのぼることが明らかになっています。

国に対して「低所得者対策」の拡充を求める事
と、市独自で、居住費負担軽減策を創設すること
を求めます。

さらに、本市独自の食費軽減制度を、所得制限
を撤廃するとともに、介護保険料を支払っている
人全員に郵送で知らせるなど、周知徹底につとめ
る事を求めます。

以上についてお答えください。

障害者施策について伺います

障害者の所得保障は、現在、主に年金や生活保護などで行われています。

作業所などに通っていれば、月 1 万円に満たない工賃を加えたものが本人の収入になります。

障害基礎年金は、月額、1 級で 8 万 3 千円、2 級で 6 万 6 千円程度です。

工賃を加えても、一人でアパートを借りて生活するには足りません。そのため、多くの障害者は親と一緒に生活しています。

障害者自立支援法は、これまで無料か低額だった障害者の、福祉サービスに、原則 1 割の応益負担を持ち込みました。

それが、少ない収入しかない障害者やその家族を苦しめています。

負担増が原因で、施設を退所したり、利用回数を減らしたり、施設経営を大本からゆるがす報酬の激減など、深刻な問題点が明らかになっています。

広島県独自の調査でも、県内の障害者施設では、少なくとも 21 人が、負担増を理由に退所した事が報道されています。

他県では、将来生活を苦にした親子の無理心中事件も起き、関係者に衝撃をあたえています。

政府は、自立支援法案の審議のなかで、「サービス水準は後退させない」と繰り返し答弁してきましたが、全国各地で起きている深刻な事態は、この答弁に全く反するものとなっています。

政府自身が施設退所やサービス手控えなど、現状を把握するための全国調査を行うことを、求めてください。

また、政府に対し、応益負担の撤回を求めてください。

わが党が市内の障害者施設に対して行ったアンケート調査には、利用者・施設事業者から、悲痛の声がびっしりと書き込まれていました。

「本人の収入が上がらないのに、負担ばかりが増大し、生活していくこと自体、苦しくなるばかり」

「収入の多い人、財産のある人しか、地域生活ができない。サービスも使えない。実態に合ったものを要望する」

「障害者は厚生年金にしても額が少ない。視覚障害で不自由の身でありながら、負担があるため、安全な生活を脅かされています。どうか利用者負担を軽減してください。」

「報酬単価がこのままでは、到底運営できない。ぜひ、県や市独自の補助が必要」

などの声です。

本市が十月から、児童通所施設の食費負担軽減策と、福祉サービス利用料の制度枠を拡充しようとしている努力は、一定の評価ができます。

しかし、自立支援法施行による利用者負担の影響があまりに大きすぎるため、より一層の利用者負担軽減策が必要です。

本市独自の障害児通園施設利用者負担軽減事業にしても、所得制限を設けているために、活用できる人は、60人しかおりません。

所得制限を撤回し、すべての児童への補助制度となるよう、拡充を求めます。

全国では、自治体独自で、思い切った予算を投じ、様々な軽減措置を講じています。

大分県大分市では、福祉サービス利用料負担を独自軽減する措置を講じています。

別府市でも半期で三千万円の予算を投じて、軽減策を講じたり、仙台市でも倉敷市でも、福祉サービス利用料の軽減策を講じ、利用者負担の軽減に努力しています。

負担増による施設退所やサービスを受けられないことのないよう、市独自で、福祉サービス利用料の負担上限額の引き下げを行うことを求めます。

また、福祉サービス利用上限額を、全ての所得段階で半額にした場合、市独自の助成額はいくらになるのか、試算をお示してください。

さらに、社会福祉法人減免制度の拡充とともに、NP0 法人など社会福祉法人以外の利用額減免制度の創設など、利用者負担の軽減策を拡充することを求めます。

事業者の報酬は、報酬単価の引き下げ、日払化によって、事業者収入が平均で1割から2割の減収となっています。これでは、職員の労働条件の悪化だけでなく、経営の継続さえ困難な状況を招いています。

市独自で、報酬単価を引き上げることが求めます。

さらに、障害者の特性や施設の利用実態にそぐわない報酬日払化を、月額払いに見直すよう、政府に求めてください。

当面、自立支援法施設に移行しない小規模通所授産施設や福祉工場、精神障害者社会復帰施設などについて、運営費補助金は、従前通り確保し運営の安定を、市独自で財源を確保し保障することを求めます。

知的や精神の障害程度区分は身体に比べ軽くなる傾向が、指摘されています。

判定基準を見直すよう、政府に強く要望することを求めます。

「地域生活支援事業」については、手話通訳などのコミュニケーション支援事業や、地域活動支援センターⅠ型など、9項目については、「無料」とした事は評価できます。

しかし、他の7項目については、どの事業も障害者にとって、必要不可欠なものですが、一割負担が課せられ、今後、利用抑制が懸念されます。

無料、または応能負担による低廉な利用料となるよう、財政措置を講ずることを求めます。

以上について、お答え下さい。

国保行政について

全国で約二千五百万世帯が加入する国保制度は、言うまでもなく国民皆保険制度の土台であります。

福山市においても、国保加入世帯は8万4000世帯46・4％、15万6000人、約33・2％が対象者です。

しかし、今、その土台が大きく崩れようとしています。

全国では、国保税の滞納者が四百七十万世帯に達し、そのうち約三十二万世帯には資格証明書、いわゆる窓口で全額現金で払わなければ治療が受けられず、実質保険証が取り上げられ、そのために命を落とす悲惨な事態が生まれています。

福山市の資格証明書の交付は、2006年7月末で2726世帯、短期被保険者証は4689世帯とのことです。

わが党は、生活が苦しくて国民健康保険料が払えない人から、機械的に保険証をとりあげ、資格証明書を発行するあり方をやめるよう、常々求

めてきました。

小泉首相は、2006年5月17日の衆議院厚生労働委員会において、わが党の高橋千鶴子衆議院議員の質問に対し、「資格証明書は、保険料を納付することができない特別の事情があると認められる場合は交付対象となっておらず、負担能力があるにもかかわらず保険料を納めていない方に交付しているものと承知しております」と答えています。

福山市の資格証明証の大量発行状況は、国の認識からしても、厳しいものではありませんか。

福山市は、資格証明書を交付されている方たち、これらはすべて負担能力があるにもかかわらず保険税を納めていない、いわゆる悪質な滞納者だと認識されているのでしょうか。

質問いたします。

資格証明書の発行は、国民健康保険法施行令に規定する「保険税を納付できないと認められる特別の事情」を厳正に適用し特別の事情や、所得の低い階層には、発行しないことを強く求めるものです。

また、「世帯主またはその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと」という事例については、「災害その他の政令で定める特別な事情として」被保険者証を交付することが出来ます。

福山市は、資格証明書交付者やその親族に傷病者があるかどうか、把握しているのかどうかお示しく下さい。

また、医療費の一部負担金減免制度拡充を求めるものです。

これまでも、繰り返し提唱して来ましたが、前年度の収入の50%激減条件は、高いハードルとなっており、実際に所得の低い人を救済できる制度とはなっておりません。

50%条件をはずして整理した福山市国保税減免制度の拡充は、市民からたいへん喜ばれています。

一部負担金減免制度も、50%条件をはずし、広島市のように、所得の低い世帯に対して、生活保護基準などを準用した実効ある制度とすることを求めるものです。

以上についてのご所見をお示しく下さい。

次に、定率減税の廃止、老年者控除の廃止、さらに年金控除の縮小、高齢者の住民税の非課税措置の廃止を進めました。

福山市は、これに対し激変緩和措置とともに、国保税と第2号被保険者の、保険料の引き下げなどの努力とをしていますが、それにもかかわらず、増税になる世帯があるのではないかと思料するものです。

その世帯数と増税影響額をお示し下さい。

以上、それぞれについてお答え下さい。

保 育 行 政 についてお伺いします

本市は公立保育所の民営化を「再整備」として、
昨年は駅家東、千田保育所を、廃止・民営化を強
行し、今年は瀬戸保育所を廃止・民営化、大津野
保育所を廃止し、法人立保育所と統合しようとし
ています。

瀬戸保育所は、園舎と児童はそのままで保育職
員がそっくりそのまま4月1日を境に入れ替わる
ことになります。

大津野保育所は、保育職員が入れ替わるばかり
か、4月1日から、他の保育所の児童が増え、保
育環境が、激変します。

幼児期の子どもは環境の変化に敏感で、様々な
ストレスを与える事になります。

当該園の保護者にとってみれば、「なぜうちの園
が」という気持ちになりますが、2つの園が選定
された理由についてお示しく下さい。

両保育所について、園舎の改修による延命化、
などの手法があります。

民営化や統合以外の、手法はどのように検討さ

れてきたのか、お示してください。

民間法人の選定方法について、その選定基準はどのようなものなのか、お示してください。

市内の認可外保育所の入所児童数は、3月末現在で861人です。

すべての子どもに等しく保育を保障する役割を持つ、公立保育所は、極めて重要です。

このような状況で、公立保育所は、拡充こそ必要で、廃止すべきではありません。

横浜地方裁判所が、横浜の公立保育所の民営化について、5月22日に、横浜市が公立保育所を廃止した処分を違法と断罪しました。

その要点は、保育所の選択権について、論じています。

保護者は、子どもを保育所に入所させる時だけでなく、入所中も一定期間続いた保育の実施を前提としているので、子どもが入所し、卒園する間に、保育の実施主体が変わる事は、保護者の利益を損ないます。

今回、もし民営化されると、瀬戸、大津野保育所は、子どもが保育所に入所中に、保育の実施主体が、一変しますが、これは、違法だと、裁判所は結論付けています。

また、判決は、入所児童がいる保育所を民営化する際は、児童と保護者の保育をうける利益を尊重する必要がある、保護者の同意が得られない場合は、行政が、代替措置を講じなければならない、としています。

この判決結果は全国の自治体に影響を広げ、鳥取県米子市では、保育園民営化を再検討する、との方針を決めています。

川崎市では、保育所民営化に対し、慎重姿勢を示している、と報じられています。

本市も、裁判判決重く受け止めるべきであります。

この判決結果をどのように受けとめているのか、お答えください。

ご所見をお示しくください。

道路問題について

瀬戸町山北地区で行われた設計協議について

8月18日に国土交通省に対し住民団体は、山北地区における設計協議の中止の申し入れをおこなっていました。

しかし、国・県・市は、8月25日に山北地区の地権者に、29、30、31日には上・中・下の町内会住民に対し第1回設計協議を山北クラブで行いました。

申し入れ書で住民団体は、地権者284人のうち、測量の未了解者が135人もいるにも関わらず事業者が現地測量を強行してきたこと、1年7ヶ月にしてやっと開かれた「誰もが参加できる新たな方法」での2回目の事業説明会が一方的に打ち切られたこと、住民からの質問に対し当局が不誠実な回答しかしていないことなどを厳しく批判しています。

さらに、山北地区の住民は、幹線道路問題に対し様々な思いがあり、関係者の了解も合意も得られていない段階で、意見の集約はできないもので設計協議の中止を求めたものです。

しかし、8月22日の国土交通省の回答書には、強行した「現地調査の結果から詳細設計図面を作成し、設計協議を行う環境が整ったことから開催する」として、住民の反対にもかかわらず、8月25日に設計協議を強行しました。

設計協議の場で、資料として配布された「設計協議の進め方」に、「地区内意見集約」「意見書提出」の項目がありますが、その中には、「地区内の意見の集約」し「地区で集約された意見を地区の総意として」文書で提出することになっています。

しかし、瀬戸町山北地区では、設計協議を進める上での重要な前提といえる「地区の意見の集約・総意」としてまとめることができないわけであり、設計協議をおこなえる環境が整ったとはいえません。御所見をお示してください。

山北地区での設計協議は、直ちに中止することを求めます。お答えください。

次に福山沼隈道路に関する熊野町鳴地区について伺います。

熊野町鳴地区では、設計協議段階とされていますが、町内会としてまとめることはできないことから、個々訪問をしているとのことでもあります。

住民から「でたらめなことばかりする」との声が出るほど、事業者への住民の不信は、一層高まっています。

設計協議の中止を表明して、原点に立ち返り、関係住民との話し合いを進め信頼関係の回復をもとめるものです。御所見をお示しくください。

つぎに、設計協議で示された「学区共通確認事項」についてお伺いいたします。

8月25日の設計協議の場で、「学区共通確認事項」が資料として配布されました。

この「学区共通確認事項」は、瀬戸学区の各町内会と、事業者が合意した内容であるかのように説明され、あたかも、山北地区の各町内会とも合意されたものと受け取れるものでありました。

「学区共通確認事項」の、4項目目に「瀬戸学区幹線道路対策協議会山北地区は、本書の確認事項について、事業者から協議を受けた場合は速やかに応じるものとし、円滑な実施を図るため、必要に応じて地元関係者の意見調整等に努めるものとする。」と書かれていますが、山北地区には多くの地権者が立ち入り調査に反対するなど、幹線道路整備に疑問・意見を持っておられます。

こうしたことから山北地区で「地元関係者の意見調整」ができるものではありません。

住民の調査で、山北町内会の各町内会長が、「学区共通確認事項」に署名していないことが明らかとなり、8月28日には、国土交通省に対し同文書の回収・撤回の申し入れがおこなわれ、その後の設計協議の場でも同文書の撤回を求められました。

事業者からは、「学区共通確認事項」が山北町内会には、効力がないこと、またその事がわかる表現とし、改めて関係住民に送付すると約束されました。

住民に対し、謝罪し、「学区共通確認事項」は撤回することを求めるものです。答弁を求めます。

次に、大気環境に関わる、環境影響評価の予測手法についてお伺いします。

環境影響評価には、プルーム・パフ式が使用されております。

この前提となる初期条件は、汚染物質が一様に流れると仮定していますが、これは、不正確な手法である事を、これまで指摘してきたところであります。

5月30日に行われた都市整備特別委員会で、プルーム・パフ式について、「ある特定の条件の場合だけに限っては、解析的に解けるもの」との説明がなされました。

プルーム・パフ式は、気象条件や大気状態が変化しない時にしか、計算できない弱点を持っています。

わが党は、この問題に関し、7月21日に、国土交通省を訪れ、国土交通省道路局・地方道・環境課、道路環境調査室の、専門官に見解を求めてきました。

担当者によると、ブルーム・パフ式は、環境省が発行した「大気・水・環境負荷の環境アセスメント(Ⅱ)」という報告書に、詳細に掲載しており、それに基づいて、大気環境の環境影響評価をしている、との説明でした。

また、全国一律、どの地域、どの場所でも、同一式が用いられている、との説明がなされました。

国土交通省が示した報告書の352ページには、ブルーム・パフ式について、適用範囲は

- ・ 平らな土地において、風向き・風速など、気象条件が全く変化しない時にのみ、適用する。
- ・ 気象条件が変化する状態では、何らかのシミュレーション的な手法が必要である。

との主旨の指摘がされています。

また、ブルーム・パフ式の課題として、

- ・ 不安定な大気状態では、汚染物質の上下の動きは、この式では表現できないこと
- ・ 都市のように地面の粗さの大きい地域では、その差を無視できない

との指摘もされております。

実際の道路建設予定地の地形は、平坦ではなく、起伏に富んでおり、気象条件も一定ということはありません。

これまで、ブルーム・パフ式は、「十分に検証されている」として、この手法を採用している、との答弁をされてきましたが、実態を正確に予測できない手法は、用いるべきではありません。

ましてや、不正確な予測手法で算出した、環境影響評価結果をもとに、「道路建設によっても大気環境は、基準値以下に収まる」として、事業推進を強行することは、許されません。

現在の環境影響の評価結果を撤回し、他の手法による、再評価を行うことを求めます。

お答えください。

また、道路建設予定地の、風速や風向きなど、大気状態や気象条件などは、定常状態なのか、非定常状態なのか、どちらであると認識しているのか、お答えください。

鞆港埋め立て架橋問題について

広島県及び福山市は、国内外から杞憂され、町内に軋轢や混乱をもたらしていることを省みることもなく、強行に事業を進めようとしています。

鞆港は、世界に3つしか残されていない自然の円形港湾のひとつです。また、常夜灯、波止、雁木、焚場、船番所の港湾5点セットが現存するただひとつの港です。周辺の眺望は朝鮮通信使から日東第一景勝と称されました。

世界から注目されている鞆港周辺の歴史的景観や歴史的建造物の文化的価値は埋め立て架橋で大きく失われることになります。

この価値が失われることに関して、心が痛まれることはないのでしょうか。

以下、数点にわたって質問いたします。

前三好市長は「全員の排水同意が取れないので、埋め立て架橋計画は断念する」と表明されました。

ところが、新たに羽田市長になり、2005年6月議会本会議市長答弁で市長は、「法解釈の照会に対し、国は、全員同意が無くなくとも一定の要件が満たされれば免許を行うことは可能であるとの回答をされ、あわせて地元の合意形成の努力を求められました。こうした中で、本市としても、港湾計画を中心とした新しい靛町のまちづくりについて住民とともに考える意見交換会を開催しているところです。この会においても『国の新たな見解が示された』と説明しているところです。」と答弁されております。

広島県土木建築部空港港湾局長が、国土交通省港湾局管理課長あてに、「埋め立て免許に際しての公有水面埋め立て法第4条第3項の適用について（照会）」「平成17年1月17日指令港管第90号」を行っています。

照会事項は、「公有水面に関し水面権利者がいる埋め立てについて、当該水面権利者全員の同意が得られないまま、同法施行規則第3条第11号の「法第4条第3項の権利を有する者の同意が得られない旨及びその事由を記載した書類」を添付して出願が行われた場合、埋め立て免許権者は、法第4条第3項第2号又は第3号の要件に適合しているかについて調査を行い、埋立免許の可否を判

断することとなるがこの際の具体的な示唆基準。」
でありました。

これに対して、国交省は「平成１７年２月１日
国港管第９８８号」に５項目の回答を出しております。

その２項目には、
免許の判断を行うにあたっては、少なくとも当該
埋立事業が土地収用法第２０条に定める「事業認定
の要件」①～④のすべてに該当することが必要で
あり、これらの各事項について慎重に審査する必
要がある。とされ、このうち③又は④の要件に関
しては、土地収用の場合に則して考えれば、「埋め
立てを行うことによって得られるべき公共の利
益」と「埋立てによって失われる権利者の利益」
とを比較衡量して前者が後者に優越すると認めら
れることが必要と解される。

「埋立てによって失われる権利者の利益」につい
ては、権利者が有する直接の権利の他に、景観的
価値や環境の保全等の価値といった公共の利益も
含まれると解されている。

さらに、上記の比較衡量にあたっては、埋め立て以外の方法によって目的が達成できないかと言う代替案の検討も必要である。

また、4項目については、「平成15年度からは従来の対策に加え、公共事業のすべてのプロセスをコスト縮減の観点から見直すコスト構造改革に取り組むこととし、『国土交通省公共事業コスト構造改革プログラム』を策定した。

さらに、5項目においては・・・事業のスピードアップのための施策も考慮し総合的に判断することが必要である。

と回答されておられます。

このことをもって、結果として、広島県と福山市の埋め立て架橋計画にお墨付きがあたえられたかのように判断されたのではないかと思料するものですが、従前に比して、どの部分が「国の新たな見解」にあたるのか、具体的にその文言をお示し下さい。

6月20日、鞆の地元の住民団体など9団体が福山市と県に対して要望書と「鞆のまちづくりのあり方を検討する場の設置を求める」署名を提出しました。署名数は1万2680人分です。

旧鞆町分は 1302 人（563 戸）で戸数比 28・5％にのぼっています。重要伝統的建造物保存地区選定を目指す鞆港周辺の世帯では、約 5 割が署名しています。

市長は 92～90％の圧倒的多数の合意があるとされてきましたが、これは根底から崩れたのではありませんか。見解をお示してください。

●平成 14 年 1 月 29 日、福山市鞆町江之浦元町一町内会が、広島県知事に「福山市鞆町字江之浦 1172 番地の土地について」と「公有水面埋め立てについて、慣習により排水をなすものとして同意」について（異議申し立て書）を出されております。

広島県および福山市は、この現状で当地の権利者の同意が得られたと認識されておられるのでしょうか。そうであれば、その具体的な根拠をお示し下さい。

国交省の回答に示されたこの公共の利益や失われる権利者の利益に関する、基準はどのように考え、どのような内容なのでしょうか。また、その利益や失われる利益の比較衡量は、どのような手法で、またどこの機関で行なわれているのでしょうか。

どの資料を持って、失われる価値のほうが少ないと判断されているのでしょうか。

●たとえば、埋め立て工事を始めれば、10～12年間、騒音、粉塵、海の汚濁などが続きます。スナガニなどの貴重海浜生物が死滅し、この期間、年間100万人を超える入りこみ観光客も失われることが予測されます。

これで失われる価値をどのように評価され、それはどういう数量で示されるのでしょうか。

港、及び町並みが国際的な歴史的港湾都市として保存・整備されれば、各国からも観光客が訪れるなど、観光収益も相当なものになることが期待されます。この収益と、埋め立て架橋後の収益は、どのように比較されているのか、具体的な計算資料をお示し下さい。

その他、どのような内容を比較考量されるのか、具体的にお示し下さい。

●代替案の検討について、建設コストや期間も縮減され、重要な歴史的建造物をはじめ、民家にもほとんど影響はなく、地元関係者の多くも合意できる山側トンネル案が採用されていない状況は、国の回答に示す条件にも当てはまらないのではありませんか。

どのように判断されるのかお示し下さい。

●広島県及び福山市の埋め立て架橋方式は、山側トンネル案と比較し、時間もコストも多くかかるとされています。このことと、「国土交通省公共事業コスト構造改革プログラム」や「事業のスピードアップのための施策」とも、逆行するものではありませんか。

以上それぞれについて、明確な答弁を求めるものです。

人権・同和行政について

わが党は、これまで不公正な同和行政を是正し、行政の主体性を確保する事を求め、同和行政の終結を求めてきたところです。

本年度、同和対策諸制度は、廃止されたものの、部落解放同盟福山市協議会への団体補助金は、490万円計上され、これは減額されたとは言え、市内の民間団体と比較して、突出したものであります。

これは、とうてい市民の納得と合意が得られるものではありません。

こうした特別扱いを継続する背景である、今日までの運動団体と行政の関係を見直し、

- ① 行政の主体性を確保すること
- ② 不公正や特別扱いを是正すること

を基本に、同和・人権行政の見直しを求めるものです。

名実共に特別対策の終結を実現する為、以下のことを求めるものです。

- 一． 部 落 解 放 同 盟 へ の 団 体 補 助 金 を 廃 止 す る こ と
- 一． 人 権 交 流 セ ン タ ー 内 の 部 落 解 放 同 盟 の 事 務 所 の 撤 去 を 求 め る こ と
- 一． 「 人 権 啓 発 」 の 名 で 、 市 民 の 内 心 に 介 入 す る 事 に つ な が る 「 住 民 学 習 」 を 廃 止 す る こ と
- 一． 市 内 3 5 ヶ 所 に あ る 、 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー ・ 館 を 児 童 館 等 、 地 域 の 要 望 に 応 じ た 施 設 に そ の あ り 方 を 見 直 す こ と
- 一． 人 権 平 和 資 料 館 は 依 然 、 同 和 問 題 を 特 化 し た も の と な っ て い ま す が 、 そ の あ り 方 を 是 正 す る こ と

以上、答弁を求めるものであります。